R８救急救命講習の受講について

この度は、仙台大学「防災士養成研修講座（以下「講座」）」にお申し込みいただきありがとうございます。防災士養成研修カリキュラムでは、全国の消防署等が実施する「普通救命講習」等を受講し、応急手当の技術等について修得するよう定められています。また、防災士登録には、救急救命講習の受講（「修了証」写しの提出）が必須要件です。最寄りの消防署等において（早めの）受講をお勧めします（**下の※1～※5 を必ず確認してください**）。

なお、令和 6 年度登録申請から、対象講習に「自動車運転免許（応急救護処置講習、申請時新規取得後 5 年以内限定）」が追加されました（→「免許証」写しの提出）。

※1　救急救命講習は、「心肺蘇生法や AED を含む 3 時間以上」が要件です。AED（自動体外式除細動器）のみの講習（3 時間未満）は該当しません。

※2　救急救命講習は、①地元消防署「普通救命講習 I または II」、②日本赤十字社「救急法一般講習または基礎演習」、③「その他」の中から受講してください。

◎「その他」：日本防災士機構が認めている主な講習等一覧（→防災士機構 HP）

※3　救急救命講習の修了証は、防災士の登録申請時に、取得後 5 年以内に発行されたもの、かつ、講習証発行者が定めた有効期限内のものを対象とします。受講済みの方は、有効期限を確認してください（**自動車運転免許取得時に受けた講習で代替する場合は、新規取得後 5 年以内→写しの提出**）。

※4　救急救命講習は、講座受講・試験合格後（登録申請までの間）の受講（修了）でも可です。試験合格後、防災士登録申請（手続き）を速やかに行うために講座受講前の受講をお勧めします。

※5　救急救命講習受講に際しては，各実施機関へ問い合わせの上、事前予約が必要です。